

令和7年2月

第1回松阪地区広域消防組合議会定例会

会 議 録

開会 2月 21日

閉会 2月 21日

松阪地区広域消防組合

## 令和7年2月第1回松阪地区広域消防組合議会定例会

議事日程第1号 令和7年2月21日 13時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和6年度松阪地区広域消防組合会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第2号 令和6年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について
- 日程第5 議案第3号 令和7年度松阪地区広域消防組合会計予算
- 日程第6 議案第4号 令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について
- 日程第7 議案第5号 松阪地区広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 公平委員会委員の選任について
- 日程第9 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（17名）

- |     |    |    |   |     |    |     |   |
|-----|----|----|---|-----|----|-----|---|
| 1番  | 小野 | 建二 | 君 | 2番  | 東村 | 佳子  | 君 |
| 3番  | 橘  | 大介 | 君 | 4番  | 赤塚 | かおり | 君 |
| 5番  | 西口 | 真理 | 君 | 6番  | 米倉 | 芳周  | 君 |
| 7番  | 深田 | 龍  | 君 | 8番  | 沖  | 和哉  | 君 |
| 9番  | 坂口 | 秀夫 | 君 | 10番 | 山本 | 芳敬  | 君 |
| 11番 | 中島 | 清晴 | 君 | 12番 | 久松 | 倫生  | 君 |
| 13番 | 市野 | 幸男 | 君 | 14番 | 隆宝 | 政見  | 君 |
| 15番 | 藤田 | 清隆 | 君 | 16番 | 新開 | 晶子  | 君 |
| 17番 | 江  | 京子 | 君 |     |    |     |   |

議場出席説明者

- |        |    |     |   |        |    |    |   |
|--------|----|-----|---|--------|----|----|---|
| 管理者    | 竹上 | 真人  | 君 | 副管理者   | 久保 | 行男 | 君 |
| 副管理者   | 下村 | 由美子 | 君 | 副管理者   | 永作 | 友寛 | 君 |
| 消防長    | 松本 | 芳昭  | 君 | 消防次長   | 高橋 | 淳也 | 君 |
| 総務課長   | 村田 | 学   | 君 | 総合指令課長 | 道明 | 則幸 | 君 |
| 松阪中署長  | 竹岡 | 昭治  | 君 | 予防課長   | 川村 | 幸生 | 君 |
| 警防課長   | 渡部 | 歩   | 君 | 救急課長   | 島  | 佳嗣 | 君 |
| 消防防災課長 | 森田 | 敬文  | 君 | 松阪南署長  | 中辻 | 吉人 | 君 |
| 松阪北署長  | 松葉 | 佳明  | 君 | 明和署長   | 池田 | 修也 | 君 |

事務局出席職員

事務局長

三木

敦

書記

奥山 元一

○議長（市野 幸男君） これより、令和7年2月第1回松阪地区広域消防組合議会定例会を開会いたします。議案説明のため、管理者以下関係者の出席を求めましたのでご報告いたします。本日の議事は、お手元に配付いたしました「議事日程第1号」により進めることにいたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（市野 幸男君） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、2番東村佳子議員、14番隆宝政見議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（市野 幸男君） 日程第2会期の決定を議題といたします。去る2月12日に議会運営委員会を開催願い、協議の結果、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

#### 日程第3 議案第1号 令和6年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第2号

#### 日程第4 議案第2号 令和6年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について

○議長（市野 幸男君） 日程第3議案第1号令和6年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第2号、日程第4議案第2号令和6年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について、以上、議案2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。永作副管理者。

[副管理者 永作 友寛君 登壇]

○副管理者（永作 友寛君） ただいま上程されました、議案第1号令和6年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第2号並びに議案第2号令和6年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更についての2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。まず、議案第1号令和6年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第2号について、ご説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,750万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,656万6千円に定めさせていただくものでございます。年度末を控え、各事業の精算、あるいは実績に基づく調整等のほか、将来的な投資的事業に必要な経費の財源確保のため基金への積み立てをさせていただいた補正予算となっております。第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正につきましては、第2表及び第3表でご説明を申し上げますので、3ページをお願いいたします。まず、第2表債務負担行為の補正でございま

すが、新年度から直ちに必要となります感染性廃棄物処理業務委託に関する契約で、記載のとおり期間及び限度額を定めさせていただくものでございます。次に、第3表地方債補正の変更でございますが、入札に伴う対象経費の減により、記載のとおり、限度額を変更させていただくものでございます。6ページ、7ページをお願いいたします。それでは、歳入でございますが、補正内容は、交付額の確定や収入の実績見込みでございますので、補正額の大きなものを中心にご説明を申し上げます。第1款分担金及び負担金は、6,671万9千円を減額させていただくものでございます。今回、歳出補正総額から、歳入第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第5款諸収入、第6款組合債、第7款寄附金の補正額を差し引きする中で、その充足額を市町分担金で調整を図ったものでございます。第3款国庫支出金172万4千円の追加は、能登半島地震災害への緊急消防援助隊派遣に伴う活動費負担金でございます。第6款組合債870万円の減額は、説明欄に記載の各事業の入札に伴う対象経費の精査によるものでございます。8ページ、9ページをお願いいたします。第7款寄附金9,050万円の追加は、市内在住の方からそれぞれ9,000万円と50万円の寄附の申し出がありましたので計上させていただくものでございます。10ページ、11ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございますが、内容は各事業の入札差金等に係る精算や実績見込み等によるものでございますので、事業費の追加や減額の大きなものなどを中心に、ご説明を申し上げます。第1款議会費9万3千円の減額は、説明欄に記載のとおり、議員報酬等、各事業の精算見込みによるものでございます。次に、第2款総務費は、消防本部の運営に要する経費でございます。2,036万3千円を減額させていただき、4億9,925万円とさせていただくものでございます。一般管理費の内容でございますが、説明欄2一般職員給365万6千円の減額は、給料、職員手当等及び共済費の実績見込みによるものでございます。説明欄4総務一般経費352万5千円の減額は、主に通信運搬費の実績見込みによる減、各種委託料の契約差金等でございます。説明欄17救急相談委託事業500万5千円の減額は、入札に伴う事業費の確定によるものでございます。その他の事業につきましても、事業内容の精査等により、それぞれ減額をさせていただくものでございます。12ページ、13ページをお願いいたします。次に、第3款消防費は、松阪市内の3署3分署の運営に要する松阪消防費、明和町及び多気町内の1署2分署の運営に要する出張所費並びに消防施設費に分かれております。第1目松阪消防費は、5,439万2千円を追加し、19億2,864万1千円とさせていただくものでございます。松阪消防費の内容でございますが、説明欄1一般職員給1,429万4千円の減額は、給料、職員手当等及び共済費の実績見込みによる減でございます。説明欄9消防用資機材等購入事業515万1千円の減額は、消耗品費及び手数料の実績見込み、並びに備品購入費の入札差金でございます。説明欄10はしご付消防自動車購入事業607万2千円の減額は、入札に伴う事業費の減でございます。説明欄11消防救急基金積立金9,050万円の追加は、歳入で申しあげました寄附金を将来的な消防救急車両や必要資機材の配備に活用するため基金に積み立てるものでございます。その他の事業につきましても、事業内容の精査等により、それぞれ減額をさせていただくものでございます。次に、第2目出張所費は、1,312万3千円を減額させていただき、5億8,150万3千円とさせていただくものでご

ございます。出張所費の内容でございますが、説明欄1一般職員給544万円の減額は、給料、職員手当等及び共済費の実績見込みによる減でございます。説明欄5貸与被服費77万6千円の追加は、令和7年度新規採用予定者にかかる貸与被服の購入によるものでございます。説明欄8消防用資機材等購入事業382万3千円の減額は、主に消耗品費の実績見込み及び備品購入費の入札差金でございます。その他の事業につきましても、事業内容の精査等により、それぞれ増減させていただくものでございます。14ページ、15ページをお願いいたします。次に、第3目消防施設費は、316万円を減額し、5,174万5千円とさせていただくものでございます。その内容は、説明欄1施設管理運営事業で、松阪南消防署仮眠室改修工事の入札差金によるものでございます。次に、第4款公債費14万7千円の減額は、令和5年度借入額の利子確定及び一部事業が今年度に繰越になったことに伴い、借入が年度末になることから利子が不用となったものでございます。なお、16ページからの補正予算給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。以上、補正予算の説明とさせていただきます。続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。議案第2号令和6年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について、ご説明を申し上げます。24ページをお願いいたします。令和6年度市町分担金変更明細書補正第2号につきましては、先ほどの補正予算第2号に関連しての変更でございます。松阪市で5,018万4千円、多気町で755万1千円、明和町で898万4千円をそれぞれ減額させていただき、変更後の分担金合計を27億4,296万4千円に定めさせていただくものでございます。以上、2議案についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[副管理者 永作 友寛君 降壇]

○議長（市野 幸男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。はじめに、議案第1号について討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第1号は原案通り決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（市野 幸男君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第1号令和6年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第2号は原案通り可決されました。次に、議案第2号について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第2号は原案通り決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（市野 幸男君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第2号令和6年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更については原案通り可決されました。

日程第5 議案第3号 令和7年度松阪地区広域消防組合会計予算

日程第6 議案第4号 令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について

○議長（市野 幸男君） 日程第5議案第3号令和7年度松阪地区広域消防組合会計予算、日程第6議案第4号令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について、以上、議案2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（市野 幸男君） 永作副管理者。

[副管理者 永作 友寛君 登壇]

○副管理者（永作 友寛君） ただいま上程されました、議案第3号令和7年度松阪地区広域消防組合会計予算並びに議案第4号令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金についての2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。まず、議案第3号令和7年度松阪地区広域消防組合会計予算について、ご説明を申し上げますので、議案書の25ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億8,867万5千円とさせていただきます。前年度比較では3,871万5千円、1.3%の減でございます。令和7年度予算の主な投資的事業としましては、実施計画に基づき、飯南分署の高規格救急自動車の更新、既存救急自動車積載AEDの更新、高機能消防指令センター設備のオーバーホールなどをお願いするものでございます。次に、第2条債務負担行為及び第3条地方債でございますが、この内容につきましては、後ほど、第2表、第3表でご説明申し上げます。次に、第4条一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を、1,270万円とさせていただきます。次に、第5条歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で流用できるよう定めさせていただきます。27ページをお願いいたします。次に、第2表債務負担行為でございますが、当年度中に契約が満了する1署3分署の複合機再リース契約を行うため、その期間及び限度額を記載のとおり定めさせていただきます。次に、第3表地方債でございますが、松阪以南の7消防本部による共同指令センターの整備に向けた実施設計にかかる三重南消防通信指令事務協議会負担金にかかる指令施設管理事業でございます。限度額を記載のとおり、定めさせていただきます。30ページ、31ページをお願いいたします。それでは、歳入の主なものについて、ご説明を申し上げます。第1款分担金及び負担金は、構成市町からの分担金で、28億9,729万3千円と定めさせていただきます。この市町分担金につきましては、歳出総額に対する歳入第2款使用料及び手数料から第7款組合債までの収入見込み額との調整により、ご負担をお願いするものでございます。第4款繰入金4,924万円は、高規格救急自動車等の購入に対する消防救急基金からの繰り入れでございます。32ページ、33ページをお願いいたします。続きまして、歳出について、ご説明を申し上げます。まず、第1款議会費67万4千円は、消防組合議会に要する経費でございま

す。次に、第2款総務費5億7,149万7千円は、消防本部の運営に要する経費で、前年度比較1億193万7千円、21.7%の増でございます。増加の主な要因は、人事院勧告等による人件費の見込み増や高機能消防指令センター設備のオーバーホールなどによるものでございます。それでは、説明欄の主なものについて、ご説明を申し上げます。説明欄2一般職員給3億6,384万3千円は、消防本部職員41名分及び再任用職員4名分の人件費でございます。説明欄15指令施設管理事業1億1,509万4千円は、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の保守点検業務のほか、高機能消防指令センター設備のオーバーホールによるものでございます。34ページ、35ページをお願いいたします。次に、第3款消防費、23億1,486万5千円は、第1目松阪消防費、第2目出張所費及び第3目消防施設費の総額でございます。前年度比較1億2,729万8千円、5.2%の減で、その主な要因は、はしご付消防自動車購入事業完了によるものでございます。第1目松阪消防費17億2,130万4千円につきましては、松阪市内の3署3分署の運営に要する経費で、前年度比較では1億1,014万5千円、6.0%の減でございます。それでは、説明欄の主なものについて、ご説明を申し上げます。説明欄1一般職員給14億9,712万6千円は、職員173名分及び再任用職員6名分の人件費でございます。説明欄8指令施設管理事業 2,750万2千円は、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線活動波の保守点検業務のほか、消防救急デジタル無線設備オーバーホールのため増額しております。説明欄10消防用資機材等購入事業4,801万5千円は、消火・救急・救助活動用資機材の計上でございますが、既存救急車積載AEDの更新のため増額しております。説明欄12高規格救急自動車購入事業3,502万4千円は、松阪中消防署飯南分署配備の救急車の老朽化により更新をお願いするものでございます。次に、第2目出張所費5億8,330万2千円は、明和町及び多気町内の1署2分署の運営に要する経費でございます。前年度比較2,749万3千円4.9%の増でございます。それでは、説明欄の主なものについて、ご説明を申し上げます。説明欄1一般職員給5億2,336万6千円は、職員61名分及び再任用職員1名分の人件費でございます。説明欄9消防用資機材等購入事業1,602万6千円は、消火・救急・救助活動用の資機材の計上でございますが、松阪消防費同様に既存救急車積載AEDの更新のため増額しております。36ページ、37ページをお願いいたします。次に、第3目消防施設費1,025万9千円は、各消防庁舎の修繕などに要する経費でございます。令和7年度は、大きな改修等がない影響で、前年度比較4,464万6千円、81.3%の減となっております。次に、第4款公債費1億153万9千円は、長期債償還元金と、長期債償還利子などでございます。次に、第5款予備費は、10万円を計上させていただいております。なお、38ページからの給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。以上、令和7年度予算の説明とさせていただきます。続きまして、議案書の49ページをお願いいたします。議案第4号令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について、ご説明を申し上げます。50ページをお願いいたします。令和7年度市町分担金表につきましては、先ほどの令和7年度会計予算に伴う分担金でございます。松阪市は22億4,572万5千円、多気町は3億1,029万1千円、明和町は3億4,127万7千円とさせていただきます、分担金合計を28億

9,729万3千円に定めさせていただくものでございます。以上、2議案についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[副管理者 永作 友寛君 降壇]

○議長（市野 幸男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。はじめに、議案第3号について討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第3号は原案通り決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（市野 幸男君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第3号令和7年度松阪地区広域消防組合会計予算は原案通り可決されました。次に、議案第4号について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第4号は原案通り決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（市野 幸男君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第4号令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金については原案通り可決されました。

#### 日程第7 議案第5号 松阪地区広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（市野 幸男君） 日程第7議案第5号松阪地区広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（市野 幸男君） 松本消防長。

[消防長 松本 芳昭君 登壇]

○消防長（松本 芳昭君） ただいま上程されました、議案第5号松阪地区広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。議案書の51ページをお願いいたします。令和6年5月31日に公布されました「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「仕事と生活の両立支援制度」にかかる規定を整備するため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。改正内容でございますが、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、条例第8条の2第2項に規定されている超過勤務の免除の対象となる子の範囲について、「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大することや配偶者、父母、

子、配偶者の父母その他規則で定める者の介護にかかる仕事と介護の両立支援について、条例第17条の次に、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等や勤務環境の整備に関する措置として、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施や相談体制の整備等、職員が利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を加えております。附則としまして、第1項においては、この条例の施行期日を令和7年4月1日からとし、経過措置としまして、第2項において、当条例施行日以後の日を開始日とする改正後の第8条の2第2項に規定する請求を行おうとする職員は、施行日前においても請求を行うことができるものとしております。また、第3項においては、暫定再任用職員にかかる地方公務員法を引用する条項の整理を行うものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[消防長 松本 芳昭君 降壇]

○議長（市野 幸男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。議案第5号について、討論はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第5号は原案通り決することに賛成の議員の挙手を求めます。  
[賛成者挙手]

○議長（市野 幸男君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第5号松阪地区広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

#### 日程第8 議案第6号 公平委員会委員の選任について

○議長（市野 幸男君） 日程第8議案第6号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。竹上管理者。  
[管理者 竹上 真人君 登壇]

○管理者（竹上 真人君） ただいま上程されました、議案第6号公平委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。本日、配付いたしました、人事案件の議案書をご覧ください。現在、本組合の公平委員会委員をお務めいただいています川端康成さんの任期が本年6月30日に満了となりますので、引き続き選任しようとするものでございます。川端さんの経歴等につきましては、お手元の議案書裏面に記載のとおりでございます。本組合の公平委員会委員として適任と考え、提案しますので、よろしくようお願い申し上げます。  
[管理者 竹上 真人君 降壇]

○議長（市野 幸男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。議案第6号について討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第6号について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市野 幸男君） ありがとうございます。起立全員であります。よって議案第6号公平委員会委員の選任については、同意することに決しました。

#### 日程第9 報告第1号 専決処分の報告について損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（市野 幸男君） 日程第9報告第1号専決処分の報告について損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。松本消防長。

[消防長 松本 芳昭君 登壇]

○消防長（松本 芳昭君） ただいま上程されました、報告第1号専決処分の報告について損害賠償の額の決定及び和解につきまして、ご説明申し上げます。議案書の53ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の議決により専決処分事項の指定を受けております損害賠償の額の決定及び和解につきまして、令和7年1月20日に専決第1号として専決処分いたしましたことから、ご報告させていただくものでございます。それでは、内容につきましてご説明申し上げます。54ページをお願いいたします。損害賠償の額の決定及び和解の内容は、松阪市石津町地内において発生いたしました、松阪中消防署配備の消防自動車による駐車場の浄化槽の蓋の破損事案に係るものでございます。損害賠償の額は21万100円で、損害賠償の相手方及び和解の概要につきましては、議案書に記載のとおりでございます。事故の状況でございますが、令和6年11月15日午後3時頃、松阪市石津町192番地2住宅型有料老人ホームセルヴィスまつさかにおいて防火査察を実施するため駐車場内へ進入した際、駐車場内に設置された浄化槽の蓋へ車両左前輪が乗ったことにより、蓋を破損させたものでございます。過失割合は当方が10割で、令和7年1月20日に示談が成立しているものでございます。平素から安全運転の徹底に努めるよう指導しているところではありますが、今回、浄化槽の蓋を破損させたことに、深くお詫び申し上げる次第でございます。今回の事故を受け、消防車両は重量が重く浄化槽の蓋等の耐圧より大きくなることを認識し、乗車員全員が自車の特徴を把握した安全な運行を図ることを徹底したところでございます。今後とも、より一層、安全運転に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

[消防長 松本 芳昭君 降壇]

○議長（市野 幸男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） 以上で報告第1号を終わります。

○議長（市野 幸男君） 以上をもちまして、今期定例会の案件は、全部議了いた

しました。今期定例会は、これにて閉会いたします。お疲れ様でございました。

13時34分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 市野幸男

副議長 江京子

議員 康木佳子

議員 隆宝政見